

平成26年(2014年) 月 日

## 上 申 書(3)

福島県警察本部 本部長 御中

告発人武藤類子ほか代理人

弁護士 河合 弘之



同 保田 行雄



同 海渡 雄一



告発人らが2013年9月3日に提出した公害等処罰法違反の罪による告発について、告発人らは以下のとおり上申する。

### 1 上申の趣旨

平成26年(2014年)1月3日から、朝日新聞の連載「プロメテウスの罠 汚染水止めろ」は、福島第一原発の汚染水処理の問題について連載で報じた。まさに、告発人らが告発状で主張していた事実が記者の取材によって裏付けられている。

「福島第一原発の汚染水は、事前に流出を阻止できなかったのか」との問題提起から始まるこの連載<sup>1</sup>は、被告発人である取締役らが、福島第一原発からの汚染水の流出を知らながら、その対策を先送りにし、汚染水を流出したとの告発事実を裏付けていると言えるので提出する(甲21)。また、連載における本件事件にかかわる重要な記載について、以下詳述する。

---

<sup>1</sup> 第1回

## 2 汚染水流出の認識

東京電力福島第一原発事故直後に結成された「放射線遮蔽プロジェクトチーム」は政府と東京電力で作る対策統合本部の傘下にある PT の一つであり、この中には東電も加わっており、福島第一原発からの放射能汚染をいかに食い止めるかを目的としたものであった<sup>2</sup>。このチームのリーダーとなったのが馬淵澄夫衆議院議員である。「土木技術者の端くれ」という馬淵澄夫は、福島第一原発が標高35メートルの丘陵を切り崩して建てられたことを知り、地下水が問題となると考えた。就任まもなく、汚染水対策の検討を指示し、9日には地下水の解析とともに、地下水を遮断する「止水壁」も指示した。しかし、これに対して「東電の担当者は『地下水は心配には及びません。そんな必要はありません』としてやりたがらない。」<sup>3</sup>

4月半ばに馬淵が独自に調べた結果、原子力安全保安院のデータおよび担当者からの事情聴取により、過去に数十件もの地下水漏れトラブルがあった事実が判明した。これによって、東電の担当者はようやく地下水の解析に同意する。

原発が一時より安定して応急処置の遮蔽から廃炉に向けた中長期対策に乗り出し、上記プロジェクトチームは「中長期対策チーム」と衣替えし、東電側の責任者は被告発人のひとりでもある武藤栄が就任する。

5月9日、上記チームは『地下水汚染防止対策の検討状況について』というレポートをまとめた。以下、この時点でどのような状況であったか、その記述を引用する。「それによれば、最も早い場合、4号機タービン建屋で6カ月後に地下水が護岸に到達する」／『阿武隈山系からまるで原発を洗い流すように流れている』。馬淵は想像以上にひどいと思った。／レポートには、原発の建屋内のたまり水（滞留水）の水位と地

---

<sup>2</sup> 第3回

<sup>3</sup> 第4回

下水の水位がほぼ同じであるとも書かれていた。地下水をサブドレンという井戸でくみ上げていたが、爆発事故で機能を失い、流入し放題だったのだ。／原子炉に注水をしていない4号機でも滞留水の水位が次第に上昇し、4月22日にはついに地下水とほぼ同じになった。／『水没しているのと同じじゃないか』。大野（馬淵の秘書官）はそう受け止めた。」

以上のレポートを受けて、「海に流れないように海側に鋼管矢板を打ち込むとともに、陸側に30メートルの壁を設け原発の四方を囲む方針案があわただしくまとめられた」とある<sup>4</sup>。

このように、東電は汚染水の流出について、当初より地下水漏れの可能性について認識していながら、地下水の解析の必要性を否定し、その解析を遅らせていた。そして、上記レポートの中身から、汚染水対策の必要性について、東電及び被告発人らは認識していたと言える。

### 3 汚染水対策

5月17日に東京電力が改訂した事故収束に向けた工程表に「地下水の遮蔽工法の検討」という文言が登場した。この文言を入れることにも抵抗したという東電の消極姿勢をよそに、上記チームでは遮水壁の検討が急ピッチで進んだとある。16日には地下遮水壁の5つの工法が報告された。23日には敷地に降る雨水が地下に染み込まないように、敷地表面を覆う「フェイシング」が検討課題に上がった。この会議には毎回米原子力規制委員会（NRC）の代表が出席し、日本の情報を入手すると米国の研究機関を動員して検証し、その結果を必ず日本側に伝えたという。会議メモには「山側遮水壁から建設をはじめ、サイト全体を囲む。完全に『閉ループ』にして滞留水はポンプで排出する」とNRC日本派遣チーム代表が述べたという。原子力メーカーの外国人顧問団の者も、遮水

---

<sup>4</sup> 第5回

壁が必要だとし、米は官も民も遮水壁対策を後押していた<sup>5</sup>。

このように、遮水壁対策は汚染水流出を止めるために必要であり、十分に合理性が認められていたといえる。

#### 4 東電取締役らによる遮蔽対策への妨害

6月11日に馬淵らは地下水壁の基本仕様を決めるために福島第一原発に訪れるが、所長の吉田昌郎は様々な理由を付けて渋ったという。これについて、馬淵の秘書官の大野は、「技術的に解決できることなのになんでやりたくないんだろう」と不審に思ったという。さらに、東電側窓口の土方勝一郎は「上がうんと言わなくて」と、東電経営陣が遮水壁に否定的であることを示唆していた<sup>6</sup>。すなわち、被告発人らは汚染水対策について、実施したくないという意思を表示していたと見て取れる。

実際に、13日に前出の武藤栄は地下遮水壁の基本仕様の公表を見送るように海江田万里経産相に直訴する。理由は費用が1000億円レベルとなる可能性があり、市場から債務超過に近づいたとの評価を受けることを恐れたためという。6月28日に株主総会が予定されており、経営陣は遮水壁の費用を計上したら他の廃炉対策の費用も計上しなければならなかった（この点について、裏付ける資料（甲16の2ないし4）は提出済みである）。

申立人らは9月3日付告発状において「この文書を作成させ、遮水壁の設計施工を拒んだ者こそ、この汚染水漏れの最大の責任者である」と断じたが（21頁）、武藤栄であったことが明らかになった。

もともと、遮水壁の公表は控えたものの、施工そのものは遅滞なくやることが約束されていた。

---

<sup>5</sup> 第6回

<sup>6</sup> 第7回

しかしながら、東電は様々な理由をつけて、陸側遮水壁は設置すべきではないという結論に至る<sup>7</sup>。このことによって必要な対策を怠り、汚染水漏れを拡大させるとともに、手を付けられない状態を招くに至ったのである。

このように、「東電経営陣」すなわち、被告発人取締役らは債務超過を避けるために遮水壁建設を先送りにするとともに、汚染水の放出を拡大させたのである。

## 5 東電の消極姿勢

その後、国費投入のために、東電の思惑の通り、実績のない凍土方法が選ばれることになるが、国費が計上されると決まる前までは「東電に遮水壁工事への意欲は感じられなかった。」とエネ庁事故収束対応室長の新川達也に言わせている。また、強度不足のタンクについての改善指導にあたった原子力規制庁の担当者は「東電は金をケチって失敗することを繰り返している」とあきれている<sup>8</sup>。

また、地下水の供給源について、敷地内の雨水が主であると13年8月23日に東電自身が提出しながら、東電は何らの雨水対策をしなかった。エネ庁の汚染水処理対策委員会の委員長の大西は雨水に焦点を絞りながら、東電は地下水調査のボーリングもしないで、事故後2年もなんでもやっていないんだと驚いている<sup>9</sup>。

このように、東電の汚染水問題に対する対応には、当事者意識の欠如、汚染水問題に対する危機感の希薄さといった東電の消極姿勢が顕著である。そして、このような莫大な経費のかかる重要な対策についての会社方針の決定について、被告発人である取締役らが関与し、判断を下していることは当然である。

---

<sup>7</sup> 第13回

<sup>8</sup> 第17回

<sup>9</sup> 第20回

## 6 結論

以上のように、「プロメテウスの罠 汚染水止めろ」は被告発人である取締役らが汚染水対策を怠り、その漏えいを引きおこした事実を明確に裏付けていると言える。

福島県警におかれては、引き続き被告発人らの犯罪を立証する証拠を集め、徹底的に捜査するように求める。

以上